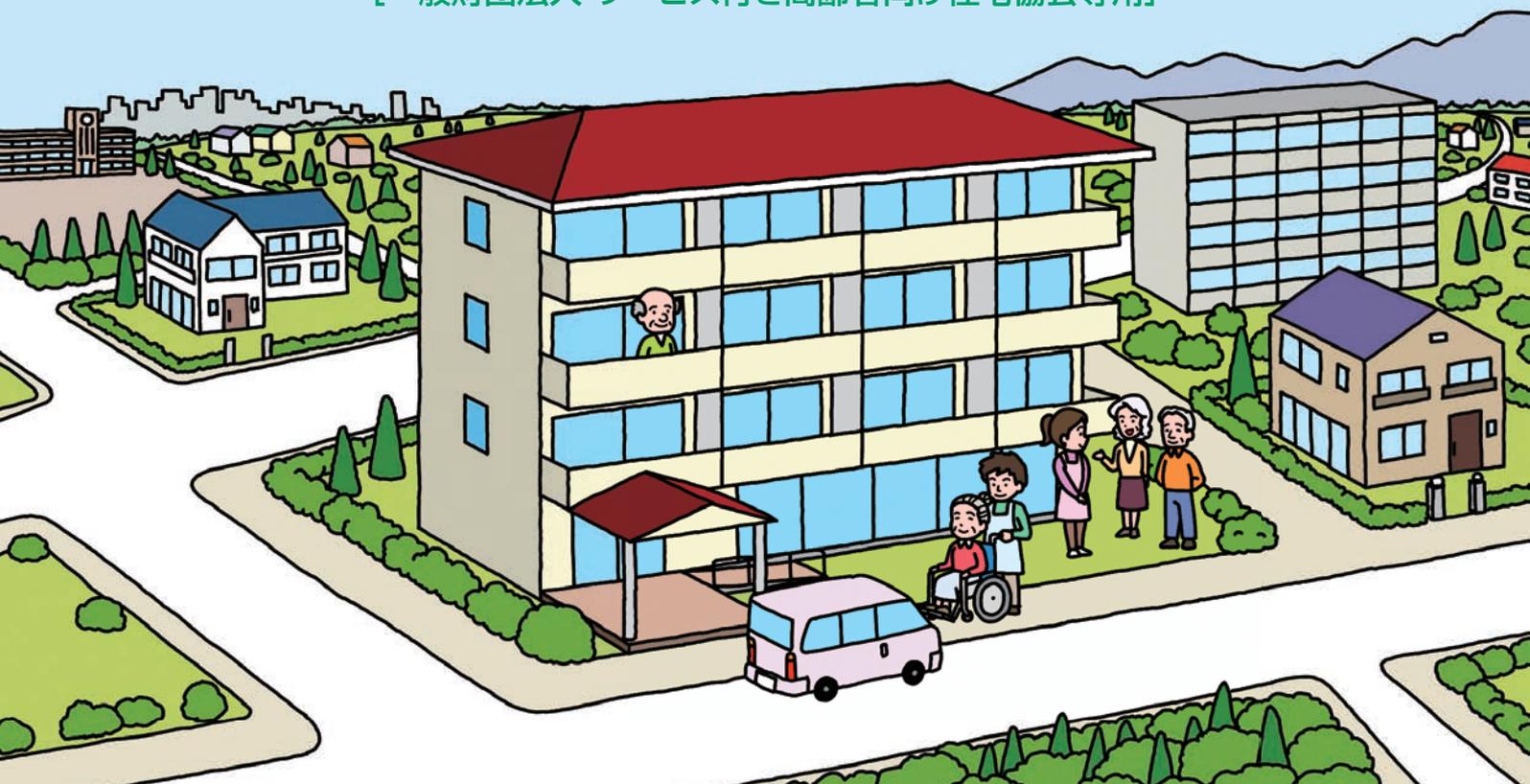


一般財団法人サービス付き高齢者向け住宅協会 会員の皆様へ

サービス付き高齢者向け住宅 賠償責任保険のご案内

[一般財団法人 サービス付き高齢者向け住宅協会専用]



保 險 期 間 2012年7月1日午前0時～
2013年7月1日午後4時

申込み・送金締切 2012年 **6月20日** (水)

中 途 加 入 各月1日(中途加入日)の午前0時～
2013年7月1日午後4時
※加入依頼書提出・保険料送金締切日:中途加入日の前月20日

団体保険契約者 一般財団法人 サービス付き高齢者向け住宅協会

取扱代理店 株式会社 東海日動パートナーズ・ジャパン

引受保険会社 東京海上日動火災保険株式会社

■ 本制度の構成

会員各位

サービス付き高齢者向け住宅賠償責任保険 ご加入のおすすめ

一般財団法人 サービス付き高齢者向け住宅協会

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。本会運営に関しましては、平素より格別のご高配を賜り有難く厚く御礼申し上げます。

今後の日本の高齢社会における最も大きい課題は、高齢者に相応しい住まいの確保であり、平成23年4月に高齢者住まい法の改正法が成立、高齢者が安心して住める住宅の供給を促進するために、「サービス付き高齢者向け住宅」が創設されました。

国も建設・改修に対する補助金制度などを通じて、同住宅の供給を支援しています。

地域の中で高齢者が安心して自由に暮らせるよう、供給数だけでなく、サービス付き高齢者向け住宅事業及び付随サービスの質の向上を図っていくことが重要であると考えています。

当協会としては、行政への提言活動、事業者の皆様への情報提供、研究会、相談窓口活動などを通じて、同住宅の質の向上に努めております。

一方で、サービス付き高齢者向け住宅については制度が創設されたばかりであり、24時間見守りサービスにかかる運営リスクが明らかでないこと、事業者によってサービス内容が異なることからリスクへの備えが分かりにくいということも想定されることです。

このようなことから、このたび、従前の活動に加えまして、会員事業者の皆様の経営の安定化を図り、ひいては入居者の方々への安心を提供できるよう、サービス付き高齢者向け住宅にフィットし、その運営リスクに対応する団体保険制度を東京海上日動火災保険株式会社と共同で会員様を対象として創設いたしました。

サービス付き高齢者向け住宅事業の運営においては、損害保険は必要不可欠であり、是非とも本制度にご加入いただきますよう宜しくお願い申し上げます。

敬 具

基本契約

サービス付き高齢者向け住宅 賠償責任保険

(施設賠償責任保険+漏水担保特約、初期対応費用担保特約、訴訟対応費用担保特約、昇降機危険担保特約セット)

所有・運営するサービス付き高齢者向け住宅に関し、施設の欠陥や24時間見守りサービス等施設の内外で行われる業務の遂行に起因して生じた第三者に対する対人・対物事故について、予め設定する支払限度額まで補償する保険です。

但し、食事の提供や居宅介護に係る賠償責任は補償されませんので、これらを補償する制度としてオプションをご用意しています。

詳細はパンフレット3ページをご参照ください。



オプション①

生産物賠償責任保険

基本契約では補償されない、食事の提供に係る賠償責任を補償します。サービス付き高齢者向け住宅で食事を提供される場合には、併せて加入をご検討ください。

詳細はパンフレット7ページをご参照ください。



オプション②

居宅介護事業者賠償責任保険

基本契約では補償されない、居宅介護事業に係る賠償責任を補償します。居宅介護事業を行われる場合には、併せて加入をご検討ください。

詳細はパンフレット10ページをご参照ください。



オプションのみの加入はできません。
必ず基本契約と共にお申込みいただきますようお願いいたします。

1 サービス付き高齢者向け住宅賠償責任保険

(施設賠償責任保険+漏水担保特約、初期対応費用担保特約、訴訟対応費用担保特約、昇降機危険担保特約セット)



所有・運営するサービス付き高齢者向け住宅に関し、施設の欠陥や施設の内外で行われる業務の遂行に起因して生じた第三者に対する対人・対物事故について、予め設定する支払限度額まで補償する保険です。

サービス付き高齢者向け住宅賠償責任保険の特長



1 24時間見守りサービスにも対応

建物施設の欠陥のみならず、24時間見守りサービスに伴う事故にかかる賠償責任が生じた場合など業務の遂行に起因する事故も対象となります。

2 見舞金等の費用にも対応

法律上の賠償責任有無に係らず、初期対応費用により入居者がケガをした場合などに見舞金もしくは見舞品購入費用を補償いたします。
(1事故につき被害者1名あたり10万円限度)

3 事故原因調査、事故現場の取片付費用等についても補償します。(50万円限度)

4 保険料は、損金処理できます。

保険金をお支払いする場合

1. 保険期間中に日本国内で発生した下記の事故について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担した場合に保険金をお支払いします。

- ①対象施設の構造上の欠陥に起因する対人・対物事故
- ②対象施設の管理不備に起因する対人・対物事故
- ③業務遂行中の不注意によって生じた対人・対物事故(24時間見守りサービス中の事故など)

2.【初期対応費用】

事故が発生した場合の担当者の現場派遣費用、被害者への見舞金・見舞品購入費(対人事故の場合に限ります。)等

※法律上の賠償責任発生有無は問いません。

3.【訴訟対応費用】

事故発生の結果、訴訟となった場合に訴訟対応のために支出する費用(増設コピー機のリース費用、担当者の超過勤務手当・交通費・宿泊費、意見書・鑑定書の作成依頼費用等)

被保険者
(補償を受けることができる方)

貴社 (外注先は被保険者に含まれませんので
ご注意ください。)

保険の対象となる主な事故例

※下記の事故例は当社が作成した架空の事故例であり、過去に実際に発生したものではありません。保険による補償対象となるのは下記の事故例により被保険者が法律上の損害賠償責任を負った場合になります。

CASE 1	サービス付き高齢者向け住宅の廊下清掃の後で滑りやすくなっていたところ、入居者が転倒しケガをした。
CASE 2	給排水管から水が漏出し、入居者の家具に損害を与えた。
CASE 3	ベッドから転落し、緊急コールを押したが数時間誰も来なかった。結果として対応が遅れ、入院が必要となった。
CASE 4	24時間見守りサービスで行うべき状況把握ができておらず、数日後に死亡が確認された場合で法律上の賠償責任を負う場合
CASE 5	見守りサービスにおいて入居者同士のケンカを発見し、職員が仲裁を行っている最中に肘が当たり、誤ってケガをさせてしまった。

保険金をお支払いしない主な場合

- ①保険契約者または被保険者の故意によって生じた損害
- ②他人との特別な約定により加重された賠償責任
- ③被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害によって生じた損害
- ④汚染物質(人体・生物に有害な物質等)の排出・流出・いつ出・漏出によって生じた損害(ただし、不測突発的な事故によって急激に発生したもので、所定の期間に発見・通知されたものは補償の対象となります。)
- ⑤地震、噴火、洪水、津波、高潮によって生じた損害
- ⑥自動車、原動機付自転車、航空機の所有・使用・管理による損害
- ⑦他の事業者へ委託している業務について、委託先事業者に起因する事故
- ⑧サービス付き高齢者向け住宅の入居者に起因する事故
- ⑨サービス付き高齢者向け住宅の所有、運営以外の業務に起因する事故(介護施設運営等)
- ⑩食事の提供等が原因となった食中毒その他の事故(生産物賠償責任保険で引受けます)

等



お支払いする保険金

この保険では、被保険者が負担する次の損害に対して保険金をお支払いします。

①法律上の損害賠償金	法律上の損害賠償責任が発生した場合において、被保険者が被害者に対して支払責任を負う損害賠償金 ※賠償責任の承認または賠償金額の決定前に保険会社の同意が必要です。
②争訟費用	損害賠償責任に関する訴訟や示談交渉において、被保険者が保険会社の同意を得て支出した弁護士費用等の争訟費用（訴訟に限らず調停・示談なども含みます。）
③損害防止軽減費用	事故が発生した場合において、被保険者が他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使手続または既に発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために保険会社の同意を得て支出した費用
④緊急措置費用	事故が発生し、被保険者が損害の防止軽減のために必要・有益な手段を講じた後に賠償責任がないことが判明した場合において、応急手当、護送等緊急措置に要した費用または保険会社の同意を得て支出したその他の費用
⑤協力費用	保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用
⑥初期対応費用・訴訟対応費用	【初期対応費用】 事故が発生した場合の担当者の現場派遣費用、事故現場の保存費用・取り片付け費用、事故原因調査費用、通信費、被害者への見舞金・見舞品購入費（対人事故の場合に限ります。）等について、その額・用途が社会通念上妥当な費用 【訴訟対応費用】 事故発生の結果訴訟となった場合に訴訟対応のために支出した被保険者の使用人の交通費・宿泊費、被保険者が自らまたは外部の実験機関に委託して行う事故の再現実験費用、意見書・鑑定書の作成費用等社会通念上妥当な費用

保険金のお支払方法

- ①法律上の損害賠償金をご加入いただいた支払限度額を限度に保険金をお支払いします。
- ②～⑤の費用は原則としてその全額が保険金の支払対象となります。（支払限度額は適用されません。）
ただし、①法律上の損害賠償金>支払限度額となる場合、②争訟費用は下記の式に従ってお支払いいたします。

$$\text{お支払いする保険金} = \text{争訟費用} \times \frac{\text{支払限度額}}{\text{①法律上の賠償責任}}$$

- ⑥の初期対応費用は支払限度額を限度に保険金をお支払いします。ただし、対人事故の被害者への見舞金等は、1事故について被害者1名あたり10万円を限度とします。
- ⑥の訴訟対応費用は支払限度額を限度に保険金をお支払いします。

保険料例

保険料はサービス付き高齢者向け住宅建物ごとに「延床面積」により算出します。複数棟を所有している場合には、1棟ごとに加入いただきます。昇降機につきましては、建物ごとに基数をお知らせいただき、補償の対象に含めることができます。

※実際の保険料は、見積依頼書にて延床面積、昇降機基数をご教示いただき算出します。

	50戸	30戸
年間保険料	23,260円	16,750円
〈支払限度額〉		
対 人	1名 1億円 、1事故 5億円	
対 物	1事故 1,000万円	
初 期 対 応 費 用	1事故 50万円	
訴 訟 対 応 費 用	1事故 100万円	
免 責 金 額 (自 己 負 担 額)	な し	

※昇降機につきましては、1基あたり上記保険料に1,610円が加算されます。但し、端数の関係で10円程度の差異が生じる場合があります。
※対象となる昇降機はサービス付き高齢者向け住宅の専用エレベーターに限ります。

＜上記保険料例の算出条件＞

50戸：(専有部分面積25㎡+共用部分20㎡) × 50戸 = 2,250㎡

30戸：(専有部分面積25㎡+共用部分20㎡) × 30戸 = 1,350㎡

(1戸につき、専有25㎡、共用20㎡と仮定)

2 生産物賠償責任保険 <オプション①>

(初期対応費用担保特約、訴訟対応費用担保特約、保険料不精算特約セット)

生産物賠償責任保険とは、施設賠償責任保険(=基本補償)では保険金のお支払い対象とならない食事の提供に起因する法律上の賠償責任について、食中毒等の症状が発生した際の賠償責任を補償します。食事の提供をされる事業者様向けにオプションとしてご用意いたします(居宅介護事業に付随するものは居宅介護事業者賠償責任保険(オプション②)で補償されます)。保険料は、損金処理できます。

保険金をお支払いする場合



- ① 食事の提供に起因して、保険期間中に日本国内で発生した対人事故について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担する場合に保険金をお支払いします。日本国外の裁判所に損害賠償請求訴訟が提起された場合は、保険金のお支払対象となりません。
- ②【初期対応費用】
事故が発生した場合の担当者の現場派遣費用、被害者への見舞金・見舞品購入費等
※法律上の賠償責任発生の有無は問いません。
- ③【訴訟対応費用】
事故発生の結果、訴訟となった場合に訴訟対応のために支出する費用(増設コピー機のリース費用、担当者の超過勤務手当・交通費・宿泊費、意見書・鑑定書の作成依頼費用等)

被保険者 (補償を受けることができる方)	貴社 (外注先は被保険者に含まれませんので ご注意ください。)
-------------------------	------------------------------------

保険の対象となる主な事故例

※下記の事故例は当社が作成した架空の事故例であり、過去に実際に発生したものではありません。保険による補償対象となるのは下記の事故例により被保険者が法律上の損害賠償責任を負った場合になります。

CASE 1	提供した食事が原因で、入居者が食中毒となった場合
CASE 2	食堂での食事を原因として感染したと考えられるノロウイルスによる集団中毒で入院した。
CASE 3	提供した食事に異物が混入しており、入居者がのどを詰まらせて入院した場合

保険金をお支払いしない主な場合

- ① 保険契約者または被保険者の故意によって生じた損害
- ② 他人との特別な約定により加重された賠償責任
- ③ 被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害によって生じた損害
- ④ 汚染物質(人体・生物に有害な物質等)の排出・流出・いつ出・漏出によって生じた損害(ただし、不測突発的な事故によって急激に発生したもので、所定の期間に見発見・通知されたものは補償の対象となります。)
- ⑤ 地震、噴火、洪水、津波、高潮によって生じた損害
- ⑥ 被保険者が故意または重大な過失により法令に違反して提供した食事によって生じた損害
- ⑦ 他の事業者へ委託している業務について、委託先事業者に起因する事故

等



お支払いする保険金

この保険では、被保険者が負担する次の損害に対して保険金をお支払いします。

① 法律上の損害賠償金	法律上の損害賠償責任が発生した場合において、被保険者が被害者に対して支払責任を負う損害賠償金 ※賠償責任の承認または賠償金額の決定前に保険会社の同意が必要です。
② 争訟費用	損害賠償責任に関する訴訟や示談交渉において、被保険者が保険会社の同意を得て支出した弁護士費用等の争訟費用(訴訟に限らず調停・示談なども含みます。)
③ 損害防止軽減費用	事故が発生した場合において、被保険者が他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使手続または既に発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために保険会社の同意を得て支出した費用
④ 緊急措置費用	事故が発生し、被保険者が損害の防止軽減のために必要・有益な手段を講じた後に賠償責任がないことが判明した場合において、応急手当、護送等緊急措置に要した費用または保険会社の同意を得て支出したその他の費用
⑤ 協力費用	保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用
⑥ 初期対応費用・訴訟対応費用	【初期対応費用】 事故が発生した場合の担当者の現場派遣費用、事故現場の保存費用・取り片付け費用、事故原因調査費用、通信費、被害者への見舞金・見舞品購入費(対人事故の場合に限ります。)等について、その額・用途が社会通念上妥当な費用 【訴訟対応費用】 事故発生の結果訴訟となった場合に訴訟対応のために支出した被保険者の使用人の交通費・宿泊費、被保険者が自らまたは外部の実験機関に委託して行う事故の再現実験費用、意見書・鑑定書の作成費用等社会通念上妥当な費用

保険金のお支払方法

- ① 法律上の損害賠償金をご加入いただいた支払限度額を限度に保険金をお支払いします。
- ②～⑤の費用は原則としてその全額が保険金の支払対象となります。(支払限度額は適用されません。)
ただし、① 法律上の損害賠償金 > 支払限度額となる場合、② 争訟費用は下記の式に従ってお支払いいたします。

$$\text{お支払いする保険金} = \text{争訟費用} \times \frac{\text{支払限度額}}{\text{① 法律上の賠償責任}}$$

- ⑥の初期対応費用は支払限度額を限度に保険金をお支払いします。ただし、対人事故の被害者への見舞金等は、1事故について被害者1名あたり10万円を限度とします。
- ⑥の訴訟対応費用は支払限度額を限度に保険金をお支払いします。



保険料例

保険料は食事提供にかかる最近事業年度の「年間売上高」により算出します。複数棟を所有している場合でも、1事業者あたり1契約での対応となります。

保険加入時に把握可能な最近の会計年度等の確定した売上高に基づいて保険料を算出します。保険期間中の売上高による精算は原則として行いません。

なお、ご申告いただいた売上高が把握可能な最近の会計年度等の売上高に不足していた場合には、ご申告いただいた売上高に基づく保険料と実際の売上高に基づく保険料との割合により保険金を削減することになりますのでご注意ください。

※実際の保険料は、見積依頼書にて年間売上高をご教示いただき算出します。

以下3つのパターンで保険料が異なりますのでご注意ください。

- ① 自社が食堂等で調理・加熱等を行い、直ちにその場所で食事を提供する場合
- ② 自社が外部で調理した弁当・仕出し品を提供する場合
- ③ 製造は外部に委託して、食事の提供のみを行う場合

年間売上高 (2,000万円の場合)

年間保険料

上記パターン①の場合: **27,810円**
 上記パターン②の場合: **48,440円**
 上記パターン③の場合: **10,760円**

<支払限度額>

対 人	1名	1億円、1事故/保険期間中	5億円
初期対応費用	1事故		300万円
訴訟対応費用	1事故		1,000万円
免責金額 (自己負担額)			なし

<上記保険料例の算出条件>
 年間売上高2,000万円
 1棟50戸で食事提供を行う場合

3 居宅介護事業者賠償責任保険 <オプション②>

(居宅介護事業者等特約、初期対応費用担保特約(居宅介護事業者等特約条項用)、訴訟対応費用担保特約、居宅介護支援業務等特約セット)

居宅介護事業者賠償責任保険とは、施設賠償責任保険(=基本補償)では保険金のお支払い対象とならない訪問介護、居宅介護支援事業等^(*)にかかる賠償責任等を補償します。サービス付き高齢者向け住宅運営に付随し、これらの事業を行う場合にオプションとしてご加入いただけます。保険料は、損金処理できます。

(*) 次の①から④までの業務をいいます。

① 訪問介護等(訪問看護業務および居宅療養管理指導業務(介護予防を含みます。))は対象となりません。

【介護保険対象サービス】

訪問介護・介護予防訪問介護(ホームヘルプサービス)、訪問入浴・介護予防訪問入浴、訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション(専門の資格がなければ行うことができない業務を除きます。)、通所介護・介護予防通所介護(デイサービス)、通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション(デイケア)、短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護(ショートステイ)、短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護(ショートステイ)、特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

【地域密着型サービス】

夜間対応型訪問介護、小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護(グループホーム)・介護予防認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

【横だしサービス・その他サービス】

在宅配食、家事援助、外出介助、移送、緊急通報、ホームヘルパー養成研修、障害者自立支援法に基づく居宅生活支援サービス、特定高齢者に対する通所型・訪問型介護予防サービス、その他居宅介護サービスに準じるサービス

② 居宅介護支援業務

- 要介護認定または要支援認定等の申請手続きの代行 ● 要介護認定または要支援認定等の認定調査
- 特定高齢者の把握 ● ケアプラン・介護予防ケアプランの作成 ● 居宅サービス事業者を行う者へのサービスの提供依頼
- 作成したケアプラン・介護予防ケアプランに基づく継続管理および再アセスメント

③ 福祉用具販売・レンタル(簡単な据付工事を含みます。)

④ 住宅改修



保険金をお支払いする場合

1. 日本国内で発生した次の事故に起因して、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。(②の受託物事故につきましては、被保険者が受託物の正当な権利を有する者に対し法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。)。保険金をお支払いするのは、被保険者に対する損害賠償請求が保険期間中に日本国内においてなされた場合に限りです。

① 対人・対物事故

次の事由に起因する他人の身体の障害または財物の損壊をいいます。「身体の障害」とは、傷害、疾病またはこれらに起因する後遺障害もしくは死亡をいいます。「財物の損壊」とは、財物の滅失、破損または汚損をいいます。

- (1) 被保険者が所有、使用または管理する施設
- (2) 訪問介護・居宅介護支援事業等の遂行またはその結果
- (3) 生産物(被保険者が製造、販売または提供した財物で被保険者の占有を離れたもの)

② 受託物事故

受託物の滅失、破損、汚損、紛失、盗取または詐取

「受託物」とは、被保険者が訪問介護・居宅介護支援事業等の遂行にあたり管理する動産^(*)をいいます。

*受託物には、次のものを含まません。

- (1) 有価証券、印紙、切手、証書、帳簿
- (2) 宝石、貴金属、美術品、骨董品、勲章、き章
- (3) 稿本、設計書、雛型
- (4) 自動車、原動機付自転車、船舶または航空機
- (5) 動物、植物等の生物
- (6) その他(1)から(5)までに類する物





③ 人格権侵害事故

施設、訪問介護・居宅介護支援事業等の遂行またはその結果・生産物に関する不当な身体拘束または口頭、文書、図画等による表示に起因する、他人の自由、名誉またはプライバシーの侵害

④ 居宅介護支援業務に係る純粋経済事故

居宅介護支援業務の遂行に起因して要介護者等に対し、財産上の損害を生じさせたこと

2. 日本国内において上記1.①～④の事故が発生し、被保険者が初期対応を行うために支出した初期対応費用に対して保険金をお支払いします。保険金をお支払いするのは、①～④の事故が保険期間中に発生した場合に限ります。
3. 日本国内において発生した上記1.①～④の事故に起因して被保険者に対して提起された損害賠償請求に対して被保険者が支出した訴訟対応費用に対して保険金をお支払いします。保険金をお支払いするのは、①～④の事故が保険期間中に発生した場合に限ります。

<p>被保険者 (補償を受けることができる方)</p>	<p>①被保険者 ②①が法人である場合は、その理事、取締役その他法人の業務を執行する機関 ③①が法人以外の社団である場合は、その構成員 ④①の使用人。①の指示に基づいて訪問介護・居宅介護支援事業等を遂行する研修受講生(パートタイマー、協力会員およびホームヘルパー等の養成研修を受講している方をいいます。)を含みます。 ⑤①が住宅改修工事を行う場合は、その下請負人 (上記②から④の方は、訪問介護・居宅介護支援事業等に就いている間に限り被保険者となります。)</p> <p>居宅介護支援業務に係る経済損失賠償に限り、次の方が被保険者となります。 ①加入者票に記載された指定居宅介護事業者または指定介護予防支援事業者 ②①の使用人である介護支援専門員</p>
--	---



保険の対象となる主な事故例

※ 下記の事故例は当社が作成した架空の事故例であり、過去に実際に発生したものではありません。保険による補償対象となるのは下記の事故例により被保険者が法律上の損害賠償責任を負った場合になります。

<p>CASE 1 対人・対物事故</p>	<p>訪問介護でトイレへの移動の援助をしている際、誤って一時的に手を離したことで高齢者が転倒し、足を骨折させてしまった。</p>
<p>CASE 2 受託物事故</p>	<p>デイサービスに来ていた高齢者から預かった現金を盗難された(この場合、警察への届出が必要です。)</p>
<p>CASE 3 人格権侵害事故</p>	<p>管理用に作成したサービス利用者の所得や既往症などの一覧表を、外部の者の目に触れる事務所に掲示してしまい、プライバシー侵害として訴えられた</p>
<p>CASE 4 居宅介護支援業務に係る純粋経済事故</p>	<p>要介護・要支援認定の手続代行を請け負ったものの、申請するのを怠り、介護サービスの利用開始時期が遅くなったとして、サービス利用機会を逸失した部分の損害賠償を請求された。</p>

保険金をお支払いしない主な場合

【各担保内容共通】

- ① 保険契約者または被保険者の故意によって生じた損害
- ② 他人との特別な約定により加重された賠償責任
- ③ 被保険者またはその使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害によって生じた損害
- ④ サービス付き高齢者向け住宅の入居者に起因する事故

入居者の疾患が原因での死亡(例えば入浴中の心臓発作)は保険対象外。
しかし、例えば意識低下により溺水の可能性があった場合でケアプラン上の援助が検討されていなかったり、状況把握が不十分だった場合(見守りに不備がある場合は基本保障で)、また、認知症のある入居者が居室窓から物を投げつけ、駐車中の車に損害を与えてしまった場合などで、危険が十分予測されていたにもかかわらず対策が取られていなかった場合で法律上の賠償責任を負担する場合には対象となり得ます。

- ⑤ 汚染物質(人体・生物に有害な物質等)の排出・流出・いつ出・漏出によって生じた損害
- ⑥ 地震、噴火、洪水、津波、高潮によって生じた損害
- ⑦ 医療行為または医師、歯科医師、看護師、保健師もしくは助産師が行うのでなければ人体に危害を生ずるおそれのある行為(法令により、医師、歯科医師、看護師、保健師または助産師以外の者が行うことを許されている場合を除きます。)等

【対人・対物事故】

- ① 最初にご加入いただいた保険契約の保険期間の初日より前に発生した事故
- ② 日本国外の裁判所に損害賠償請求が提起された事故で、その訴訟を提起した者に係る部分
- ③ 自動車、原動機付自転車もしくは航空機または施設外における船、車両もしくは動物の所有、使用、管理
- ④ 被保険者が故意または重大な過失により法令に違反して製造・販売・提供した生産物または行った居宅介護サービス業務の結果
- ⑤ 被保険者の占有を離れた後または居宅介護サービス業務の終了後もしくは放棄の後に発生した生産物そのものの損壊または使用不能

【人格権侵害事故】

- ① 最初の行為が保険期間の初日の前に行われ、その継続または反復として行われた不当行為
- ② 被保険者による採用、雇用または解雇に関して行われた不当行為
- ③ 最初にご加入いただいた保険契約の保険期間の初日より前に発生した事故
- ④ 日本国外の裁判所に損害賠償請求が提起された事故で、その訴訟を提起した者に係る部分

【受託物事故】

- ① 被保険者またはその法定代理人もしくは使用人または被保険者と同居する親族が受託物を私的な目的で使用している間に生じた損壊、紛失、盗取または詐欺
- ② 受託物の使用不能(収益減少を含む)
- ③ 最初にご加入いただいた保険契約の保険期間の初日より前に発生した事故
- ④ 日本国外の裁判所に損害賠償請求が提起された事故で、その訴訟を提起した者に係る部分
- ⑤ 被保険者またはその法定代理人もしくは使用人または被保険者と同居する親族が行いまたは加担した盗取または詐欺等

【居宅介護支援業務に係る経済損失賠償】

- ① 被保険者または業務の補助者が法令に違反することまたは他人に損害を与えるべきことを認識していた行為
- ② 法令により医師の指示のもとで専門資格を有する者のみが行うことのできる医療行為その他の行為
- ③ 介護支援専門員が遂行すべき行為につき、被保険者が介護支援専門員の資格を有さない者に遂行させた行為
- ④ 被保険者が居宅サービス事業者、地域密着型サービス事業者、介護予防サービス事業者または地域密着型介護予防サービス事業者として遂行した行為(介護保険法に基づき、都道府県知事の指定を受けた事業者として遂行した行為であるかどうかを問わない。)
- ⑤ 被保険者に対する請求が保険期間の始期日前に発生した事由によりなされるおそれがあることを保険契約者または被保険者が保険契約締結時に知っていた場合(知っていたと推定される合理的な理由がある場合を含みます。)はその事由
- ⑥ 被保険者の使用人がその事務を処理するにあたり、または自己の職務上の地位を利用して行った窃盗、強盗、詐欺、横領または背任行為

等



保険料例

保険料は訪問介護、居宅介護支援事業等にかかる「年間売上高」により算出します。複数棟を所有している場合でも、1事業者あたり1契約での対応となります。

年間売上高 (4,730万円)

年間保険料

21,140円

<支払限度額>

対人・対物事故	1請求・保険期間中	5,000万円
初期対応費用	1事故	500万円 (見舞金は10万円限度)
訴訟対応費用	1事故	500万円
受託物	1請求	100万円 (現金は10万円限度)
人格権侵害	1名・1請求・保険期間中	300万円
居宅介護支援業務に係る経済損失賠償	1請求・保険期間中	100万円
免責金額 (自己負担額)		なし

<上記保険料例の算出条件>

- ・年間売上高4,730万円 (訪問介護4,300万円、居宅介護支援事業430万円)
- ・50名に対して、訪問介護及び居宅介護支援事業を行う場合を想定
- ・上記保険料は団体割引5%を適用した場合の保険料です。
- ・加入業者数が20社未満となる場合には保険料率が変更となる場合があります。

お支払いする保険金

この保険では、被保険者が負担する次の損害に対して保険金をお支払いします。

①法律上の損害賠償金	法律上の損害賠償責任が発生した場合において、被保険者が被害者に対して支払責任を負う損害賠償金 ※賠償責任の承認または賠償金額の決定前に保険会社の同意が必要です。
②争訟費用	損害賠償責任に関する訴訟や示談交渉において、被保険者が保険会社の同意を得て支出した弁護士費用等の争訟費用 (訴訟に限らず調停・示談なども含まれます。)
③損害防止軽減費用	事故が発生した場合において、被保険者が他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使手続または既に発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために保険会社の同意を得て支出した費用
④緊急措置費用	事故が発生し、被保険者が損害の防止軽減のために必要・有益な手段を講じた後に賠償責任がないことが判明した場合において、応急手当、護送等緊急措置に要した費用または保険会社の同意を得て支出したその他の費用
⑤協力費用	保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用
⑥初期対応費用・訴訟対応費用	【初期対応費用】 事故が発生した場合の担当者の現場派遣費用、事故現場の保存費用・取り片付け費用、事故原因調査費用、通信費、被害者への見舞金・見舞品購入費 (対人事故の場合に限ります。) 等について、その額・用途が社会通念上妥当な費用 【訴訟対応費用】 事故発生の結果訴訟となった場合に訴訟対応のために支出した被保険者の使用人の交通費・宿泊費、被保険者が自らまたは外部の実験機関に委託して行う事故の再現実験費用、意見書・鑑定書の作成費用等社会通念上妥当な費用

保険金のお支払方法

- ①法律上の損害賠償金はご加入いただいた支払限度額を限度に保険金をお支払いします。ただし、受託物に関する保険金は事故が生じた場所および時期における受託物の時価が支払限度額のいずれか低い額が限度となります。
- ②～⑤の費用は原則としてその全額が保険金の支払対象となります。(支払限度額は適用されません。)
- ただし、①法律上の損害賠償金>支払限度額となる場合、②争訟費用は下記の式に従ってお支払いいたします。

$$\text{お支払いする保険金} = \text{争訟費用} \times \frac{\text{支払限度額}}{\text{①法律上の賠償責任}}$$

- ⑥の初期対応費用は支払限度額を限度に保険金をお支払いします。ただし、対人事故の被害者への見舞金等は、1事故について被害者1名あたり10万円を限度とします。
- ⑥の訴訟対応費用は支払限度額を限度に保険金をお支払いします。

ご加入方法

1 見積依頼

同封の見積依頼書に必要事項をご記入の上、(株)東海日動パートナーズ・ジャパンまでFAXください。
FAX受信後、速やかに見積書を作成して加入依頼書とともにご案内いたします。

2 見積内容の詳細説明

各制度の内容・保険料につきまして、ご不明な点は担当代理店にてご説明いたします。



3 加入手続

加入依頼書に必要事項を記載・捺印の上、オプション①、オプション②に加入される場合には、売上高を確認できる客観的資料または公表資料(決算書、会社案内等のディスクロージャー資料等)と一緒に、同封の返信用封筒にて代理店までご送付ください。

また、保険料を**6月20日**までに下記の口座へお振込みください(振込手数料は加入者様でご負担ください)。

保険料送金先 三菱東京UFJ銀行 新宿中央支店 普通 3621377
(口座名義) サ付き住宅賠償責任保険
受託口座 株式会社 東海日動パートナーズ・ジャパン 代表取締役 石井 智博

4 加入者証の送付

加入依頼書と保険料が到着次第、加入者証をお送りいたします。
補償開始日より1ヶ月がたっても加入者証が送付されない場合は、東海日動パートナーズ・ジャパンまたは東京海上日動へご連絡ください。

もし事故が起きたときは

保険事故または保険事故の原因となる偶発的な事故が発生したときは、遅滞なく、事故発生の日時・場所、被害者の住所・氏名、事故状況、受けた損害賠償請求の内容その他の必要事項について、事故報告書に記入の上で担当代理店または保険会社にご連絡ください(事故報告書は本パンフレット17ページにあります)。

ご連絡が遅れた場合には、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。

保険金請求権については時効(3年)がありますのでご注意ください。

オプション②の居宅介護事業者賠償責任保険にご加入いただいた場合

- 受託物である現金の盗取・詐取の事故についてはただちに所轄警察署に届けるとともに盗取された現金の見見、回収につとめてください。正当な理由なくこれらの業務を怠った場合は保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。
- 保険期間中に請求がなされるおそれがある事由の発生を知り、保険会社に書面により通知をいただいた場合、その事由に起因する請求が保険期間終了後5年以内に被保険者に対してなされたときは、その請求は保険期間の末日になされたものとみなします。ただし保険契約が保険期間の末日までに失効または解除された場合には適用されません。

<コピーしてご利用ください>

サービス付き高齢者向け住宅賠償責任保険 見積依頼書

株式会社 東海日動パートナーズ・ジャパン 行

FAX:03-3375-8470

内をご記入の上、上記までFAXいただきますようお願いいたします。

1 見積依頼日

20 年 月 日 (中途加入の場合のみ 20 年 月 日 付加入を希望)

2 見積依頼者

住所	(フリガナ) 〒 -		
会社名	(フリガナ)	TEL	- -
		FAX	- -
ご担当者	部署名	サ住協会会員番号	M
	氏名		(m)

3 お見積りを希望される補償(該当の種目にチェック を入れてください。)

※オプションのみの加入は出来ません。

- 基本補償(サービス付き高齢者向け住宅賠償責任保険(施設賠償責任保険))
- オプション①(生産物賠償責任保険)
- オプション②(居宅介護事業者賠償責任保険)

4 保険料算出基礎数字(上記 3 でチェックされた部分のみご記入ください)

◆基本補償(サービス付き高齢者向け住宅賠償責任保険)

建物ごとに施設名・延床面積・物件所在地をご記入ください。

	施設名	建物の延床面積	昇降機基数	物件所在地(住所)
1		m	基	
2		m	基	
3		m	基	
4		m	基	
5		m	基	

※延床面積は小数第一位を四捨五入してください。 ※行が足りない場合には、適宜コピーの上でご利用ください。

◆オプション①(生産物賠償責任保険)

飲食の提供に伴う最近事業年度の売上高について、利用者への提供方法ごとにご記入ください。(建物ごとではなく、貴社全体での実績をご記入ください)

	食事の提供方法	最近事業年度の売上高(千円)
1	施設内で調理・加熱を行い提供する場合	千円
2	施設外で調理・製造した弁当・仕出し等を提供する場合	千円
3	食事の調理・製造を外部に委託しており、販売リスクのみの場合	千円

※売上高は千円未満を四捨五入し、千円単位でご記入いただきますようお願いいたします。

◆オプション②(居宅介護事業者賠償責任保険)

居宅介護事業に係る最近事業年度の売上高について、業務内容ごとにご記入ください。(建物ごとではなく、貴社全体での実績をご記入ください)

	業務内容	最近事業年度の売上高(千円)		業務内容	最近事業年度の売上高(千円)
1	訪問介護等	千円	3	福祉用具レンタル・販売	千円
2	居宅介護支援業務	千円	4	住宅改修	千円

サービス付き高齢者向け住宅賠償責任保険 事故報告書

株式会社 東海日動パートナーズ・ジャパン 行

FAX:03-3375-8470

1 加入者情報

事故報告日		年	月	日
住所	(フリガナ) 〒 -			
	(フリガナ)			
会社名	TEL	-	-	-
	FAX	-	-	-
ご担当者	部署名			
	氏名			
該当契約	基本補償 (サービス付高齢者向け住宅賠償責任保険) • 生産物賠償責任保険 • 居宅介護事業者賠償責任保険			

2 事故内容

事故発生日		年	月	日		
事故発生場所	都道府県		市区郡	町村		
事故状況						
被害内容	対人	被害者	年齢	職業	負傷部位 程度	病院 連絡先TEL 担当者
	対物	被害物(所有者)	購入時期	購入価額	損害見込額	修理先 連絡先TEL 担当者
その他						

ご注意いただきたいこと

<示談交渉サービスは行いません>

この保険には、保険会社が被保険者に代わって被害者の方との示談交渉を行う「示談交渉サービス」はございません。したがって、この保険が適用されると考えられる事故が発生した場合には、保険会社の担当部署からの助言に基づき、被保険者ご自身に被害者との示談交渉を進めていただくこととなりますので、あらかじめご承知置きください。なお、保険会社の承認を得ないで被保険者側で示談をされた場合には、示談金額の全部または一部を保険金としてお支払いできない場合がございますのでご注意ください。

<保険金請求の際のご注意>

責任保険において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が引受保険会社に対して有する保険金請求権

(費用保険金に対するものを除きます。)について、先取特権を有します(保険法第22条第1項)。「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。被保険者は、被害者に弁済をした金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、引受保険会社に対して保険金を請求することが出来ます(保険法第22条第2項)。このため、引受保険会社が保険金をお支払いできるのは、費用保険金を除き、次の①から③までの場合に限られますので、ご了解ください。

- ①被保険者が被害者に対してすでに損害賠償としての弁済を行っている場合
- ②被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
- ③被保険者の指図に基づき、引受保険会社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合

ご加入の際のご注意

<告知義務>

加入依頼書等に★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)です。ご加入時にこれらの事項に正確にお答えいただく義務があります。これらが事実と異なる場合やこれらに事実を記載しない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。
*代理店には、告知受領権があります。

<通知義務>

ご加入後に加入依頼書等に☆が付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合は、遅滞なくご加入の代理店または保険会社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。通知義務の対象ではありませんが、ご加入者の住所等を変更した場合にもご加入の代理店または保険会社にご連絡ください。

<他の保険契約等がある場合>

この保険契約と重複する保険契約や共済保険が他にある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。

- 他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合:
他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご加入内容に基づき保険金をお支払します。
- 他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合:
損害額から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご加入内容に基づき保険金をお支払します。

<代理店の業務>

代理店は、保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、代理店と有効に締結されたご契約は、保険会社と直接締結されたものとなります。

<保険会社破綻時の取扱い>

引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。なお、引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人、「小規模法人」(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人、外国法人^(*))またはマンション管理組合である場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%)まで補償されます。
(※) 保険契約者が個人等以外のものである保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、当該被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。
(*) 外国法人については、日本における営業所等が締結した契約に限ります。

このご案内書は、施設賠償責任保険、生産物賠償責任保険、居宅介護事業者賠償責任保険およびこれらに付帯する特約条項の概要をご紹介します。施設賠償責任保険、生産物賠償責任保険、居宅介護事業者賠償責任保険に関するすべての事項を記載しているものではありません。詳細につきましては、保険会社よりご契約者である団体の代表者にお渡ししてあります保険約款および付帯される特約条項をご確認ください。保険約款等内容の確認をご希望される場合には、団体までご請求ください。また、保険金のお支払条件・ご契約手続き、その他、ご不明な点がありましたら、ご遠慮なく代理店または保険会社までお問い合わせください。

この保険は一般財団法人サービス付き高齢者向け住宅協会を保険契約者とし協会のA会員を記名被保険者とする施設賠償責任保険、生産物賠償責任保険、居宅介護事業者賠償責任保険の団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は一般社団法人サービス付き高齢者向け住宅協会が有します。

なお、パンフレットにはご契約上の大切なことがらが記載されておりますので、ご一読の上、加入者証とともに保険期間の終了時まで保管してご利用ください。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター(指定紛争解決機関)

東京海上日動火災保険(株)は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。
東京海上日動火災保険(株)との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。
詳しくは、同協会のホームページをご覧ください。
(<http://www.sonpo.or.jp/>)

 **0570-022808** <通話料有料>

PHS・IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。
受付時間: 平日 午前9時15分~午後5時
(土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。)

<制度に関するお問い合わせ先>

一般財団法人 サービス付き高齢者向け住宅協会 事務局

〒103-0001 東京都中央区小伝馬町13-4 共同ビル6階
TEL: 03-5645-3573 FAX: 03-5645-3585

<保険に関するお問い合わせ先・取扱代理店>

株式会社 東海日動パートナーズ・ジャパン

〒151-8560 東京都渋谷区代々木2-11-15 新宿東京海上日動ビル
TEL: 03-3375-8468 FAX: 03-3375-8470

<引受保険会社>

東京海上日動火災保険株式会社

(担当課) 公務第一部公務第一課
〒102-8014 東京都千代田区三番町6-4
TEL: 03-3515-4122 FAX: 03-3515-4123